

平成18年5月1日

財団法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 殿

全国電子情報技術産業厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」  
に対する意見

この公開草案による交付金の取り扱いは、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）の施行により、一定の場合に政府が厚生年金基金に対し支払うこととされた交付金の母体企業（基金設立事業主）における会計処理の扱いについて提案されたものであるが、会計基準上の債務認識を従来どおりにしたまま、単に交付金の取り扱いだけを決めることは対応として中途半端であり、改正された法律の趣旨（財政中立化）に反し母体企業に理由の無い負担を強いるものとなるので、この公開草案をそのまま実施することには反対である。

厚生年金基金が負う代行部分の債務は最低責任準備金となることが法律により明確に確定したものであることから公開草案の「（参考）検討にあたって」の（2）に記載された「代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見」のとおり、厚生年金基金の代行部分の債務は最低責任準備金とするよう早急に企業会計基準の見直しをお願いする。

なお、今後複数事業主制度についても議論が行われると聞いているが、企業会計基準の公平性を担保するため、企業会計基準委員会に中小企業を代表する委員の参画をお願いする。